

第1回

今後の生活衛生関係営業の振興に関する検討会

—生活衛生関係営業対策の現状について—

◇生活衛生営業対策の経緯

施策の背景

○昭和32年

戦後の経済復興の中、就業者が著しく増加し、特に、生活衛生関係営業は過当競争気味となり、中小企業者が多く、数も著しく多い業界という性格もあり利潤を無視した低料金、低賃金、長時間労働等が横行

- 正常な経営が阻害
- 衛生措置の低下が憂慮

○昭和54年

日本経済が高度成長から低成長へ、経済の主流も第2次産業から第3次産業へ移行、特にサービス産業への移行が強い傾向

- 大企業の参入による価格競争で深刻な影響
- 不況産業からの掃き出しの新規参入が増加し、過剰供給状態による経営の悪化

○平成12年改正

国際化、規制緩和、消費者ニーズの多様化及び少子高齢化など生活衛生関係営業を取り巻く社会経済情勢が大きく変化するとともにバブル崩壊による長期不況化

- 個々の営業者の自主的、主体的努力のもと衛生水準の維持向上を図りながら発展していくための環境づくりが必要。

「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」の制定

- ・環境衛生同業組合・同連合会の設立
- ・料金等の規制措置
- など過当競争防止策を骨子として制定

「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」の改正（第8次改正）

- ・法の目的に経営の健全化、消費者・利用者の利益の擁護を追加
- ・振興事業制度を規定
- ・都道府県及び全国環境衛生営業指導センターの設置を規定
- ・標準営業約款制度を規定
- するなど生活衛生関係営業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るために改正

「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」の改正（第16次改正）

- ・法律の目的に振興を追加
- ・組合の事業に老人福祉及び地域福祉を追加
- ・国及び地方公共団体の営業組織の自主的活動に対する助成・援助を規定
- するなど生衛業の振興・活性化の促進を図るための支援並びに少子高齢化社会に対応するための改正

現状と課題及び対応方針

○社会構造の著しい変化

- ・本格的な少子高齢化と人口減少社会の到来

労働力人口の減少、高齢者世代の増加

○経済情勢・経営環境の悪化

- ・国民所得の伸びの低迷
- ・世界的金融危機を発端とした景気の悪化

国民の消費マインドの低迷など消費動向の変化

- ・厳しい経営環境
- ・経営手法の見直しの必要性

- 社会経済情勢に対応した振興指針見直し
- 省エネ化の促進、経営指導体制の拡充による支援体制の強化
- 融資制度の拡充による金融支援の強化

◇生活衛生関係営業の特性と施策との関係

産業としての特性

○事業所数が膨大

- ・事業所数は全産業(572万事業所)の21%(121万事業所)
- ・従業者数は全産業(5,418万人)の11.6%(628万人)

○零細・小規模の個人経営の事業所が大部分

- ・常用雇用者5人未満 73.1%(2006年)
- ・個人経営 87.8%(2006年)

○労働集約型産業で雇用吸収力が高い<平成17年産業連関表>

- ・産業別の1人あたり付加価値額
全産業 758万円(うち第3次産業 816万円) 生衛業 265万円

○女性・高齢者の就業率が高い<平成17年国勢調査>

- ・女性の就業率は医療・保健・福祉について高い
61.0%(全産業41.9%)、医療・保健・福祉 77.1%
- ・60歳以上の高齢者の就業率も比較的高い
17.9%(全産業16.1%)

サービスの特性

○味、快適さ、雰囲気、仕上がりといった事前に味わったり、経験したりできない営業が大部分

○サービスは個々の店で様々であり、個々の消費者の嗜好によっても左右される。

公衆衛生上の位置付け

- 国民生活に密接で、不特定多数の者が利用し、接触期間も長く、感染症の蔓延防止上重要であり全ての業種が衛生規制の対象
- 居住環境に近い場合、騒音、悪臭など環境規制も多岐

施策のポイント

○衛生規制の遵守など行政のみで対応するには限界
→ 営業者組織の自主的な活動を支援し、行政と連携させることが必要

○過当競争に陥り易く営業リスクが高い
→ 健全で安定的な経営環境を整備するためには適正化規定に変わる新たな仕組みが必要

○フリーターの就労支援、女性、高齢者雇用など雇用対策上重要な役割が期待
→ 労働施策との連携強化

○営業評価が極めて困難
→ 営業を評価し経営指導や融資による支援をするには、定性的な経営診断のみでは不十分
→ 営業に精通した目利きの養成が不可欠
→ 融資窓口職員の教育、経営指導員の資質の向上

○環境衛生監視員による衛生指導の徹底と組合組織を通じた法令遵守の徹底
○衛生水準の維持、環境規制など社会的要請に対する取組への支援を強化

◇事業所・従業者数の推移

生活衛生営業(業種別)の事業所数の推移

	昭和41年 1965年	50年 1975年	53年 1977年	56年 1981年	平成3年 1991年	8年 1996年	11年 1999年	13年 2001年	16年 2004年	18年 2006年
生活衛生営業	692,161	1,052,325	1,198,551	1,332,506	1,385,540	1,369,534	1,322,180	1,304,786	1,226,545	1,209,757
飲食店(喫茶店を除く)	292,648	479,582	565,608	640,128	720,044	734,420	710,706	705,824	653,696	643,253
喫茶店	27,026	92,137	120,776	154,630	126,254	101,937	94,251	88,924	83,676	81,042
理容業	179,410	118,617	123,673	127,507	126,978	125,564	123,940	122,859	119,755	117,501
美容業	-	108,059	122,981	139,219	164,554	171,602	173,978	173,720	172,768	176,071
クリーニング	45,040	69,319	79,414	88,675	98,097	99,110	93,735	90,520	82,398	77,994
公衆浴場業	19,714	15,944	15,386	14,175	10,229	8,329	7,499	6,983	6,113	5,437
特殊浴場業	-	2,495	2,425	2,741	2,596	2,757	2,747	2,584	2,896	3,750
その他洗濯業等	10,425	8,544	7,693	6,933	3,869	5,808	5,372	11,596	13,842	18,009
旅館業	80,286	105,347	105,999	105,906	92,807	85,919	78,758	72,683	65,335	61,872
映画館	4,319	2,156	2,063	1,873	1,130	1,004	960	914	744	699
興行場・興行団	735	1,413	1,657	1,855	2,109	2,284	2,170	2,311	2,260	2,425
食肉卸売・小売業	32,558	48,712	50,876	48,864	36,873	30,800	28,064	25,868	23,062	21,704
全産業	4,239,392	5,407,848	5,869,528	6,290,703	6,559,377	6,521,837	6,203,249	6,138,180	5,728,492	5,722,559
全産業に占める生衛業の事業所数の割合	16.3	19.5	20.4	21.2	21.1	21.0	21.3	21.3	21.4	21.1

生活衛生営業(業種別)の従業者数の推移

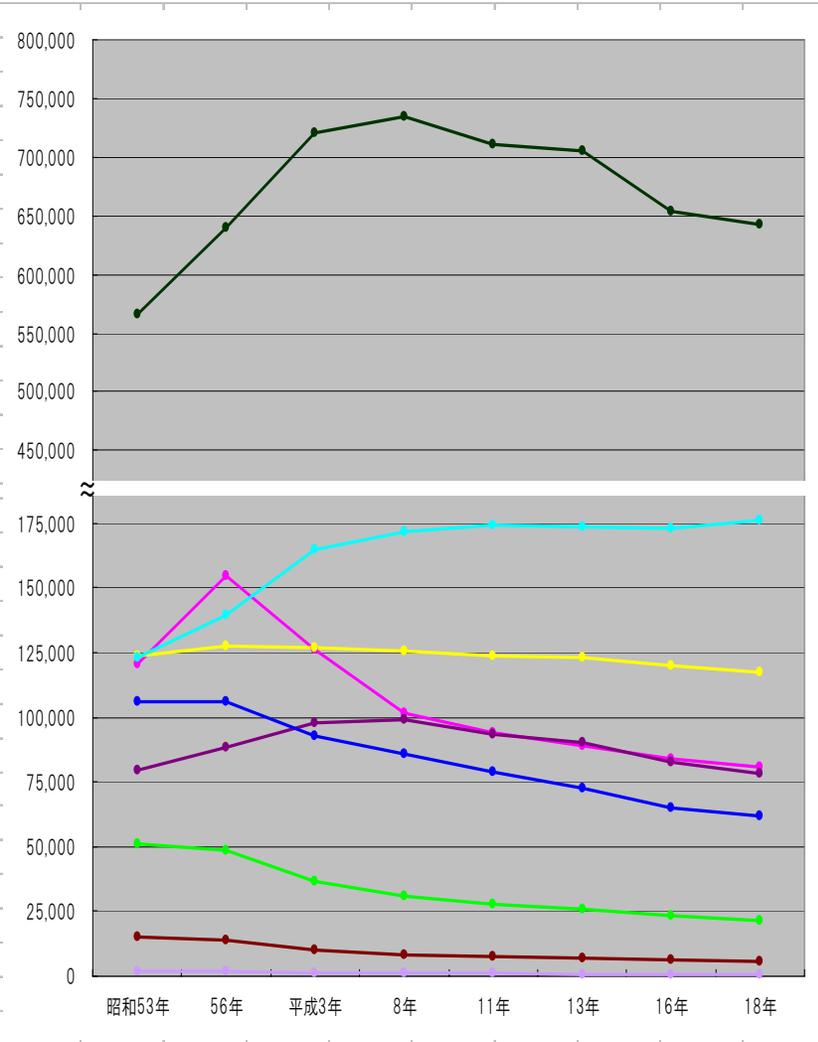
	昭和41年 1965年	50年 1975年	53年 1977年	56年 1981年	平成3年 1991年	8年 1996年	11年 1999年	13年 2001年	16年 2004年	18年 2006年
生活衛生営業	2,747,713	3,923,505	4,481,840	5,038,649	6,078,685	6,414,759	6,271,541	6,530,716	6,217,666	6,284,009
飲食店(喫茶店を除く)	1,237,588	1,905,758	2,252,512	2,547,519	3,408,916	3,748,126	3,738,181	3,962,776	3,733,485	3,797,988
喫茶店	139,821	350,967	444,902	575,768	456,760	366,249	331,349	329,198	314,959	322,414
理容業	498,201	251,965	257,598	265,995	268,882	273,975	250,399	262,005	251,857	243,084
美容業	-	236,597	284,856	331,728	396,133	410,362	416,129	448,217	453,029	456,353
クリーニング	155,400	229,016	255,685	289,087	380,953	420,516	403,587	398,768	379,742	367,678
公衆浴場業	83,702	52,561	51,586	47,741	38,559	33,763	32,794	34,773	29,112	25,593
特殊浴場業	-	28,230	24,760	27,276	35,565	37,747	38,646	40,795	48,812	64,773
その他洗濯業等	22,728	19,417	17,259	15,772	9,173	12,413	11,703	42,182	53,673	73,443
旅館業	444,600	629,475	652,992	695,714	859,176	902,853	847,569	815,763	768,278	748,438
映画館	43,248	20,672	19,118	16,686	10,971	10,902	12,767	15,194	15,184	18,716
興行場・興行団	11,763	17,291	19,338	23,475	27,307	30,346	26,408	30,335	30,976	30,928
食肉卸売・小売業	110,662	181,556	201,234	201,888	186,290	167,507	162,009	150,710	138,559	134,601
全産業	31,256,491	39,853,218	42,521,431	45,961,266	55,013,776	57,583,042	53,806,580	54,912,168	52,067,396	54,184,428
全産業に占める生衛業の事業所数の割合	8.8	9.8	10.5	11.0	11.0	11.1	11.7	11.9	11.9	11.6

(資料) 総務省「事業所・企業統計」

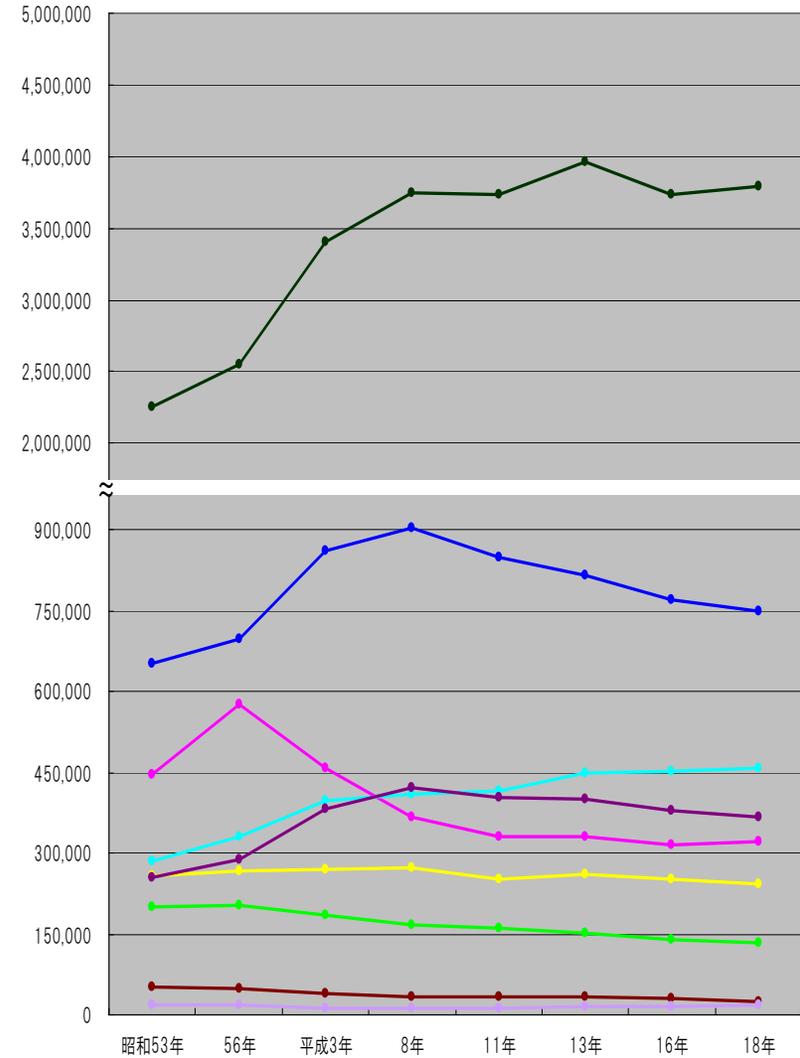
注) 民営(国及び地方公共団体の事業所を除く)による数値である。

◇事業所・従業者数の推移(グラフ)

事業所数



従業者数



(資料) 総務省「事業所・企業統計」

◇主な生活衛生関係営業の収入額の状況

業 種	全	国
○一般飲食店	1 4 兆 6,	0 4 2 億円
食堂・レストラン	9 兆 8,	3 2 7 億円
そば・うどん店	1 兆	2 7 0 億円
すし店	1 兆 4,	6 2 2 億円
喫茶店	1 兆 1,	8 7 8 億円
○宿泊業（旅館・ホテル）	6 兆 6,	3 2 9 億円
○洗濯業	2 兆 4,	2 3 8 億円
普通洗濯業	1 兆 4,	3 4 7 億円
リネンサプライ業	9,	8 9 1 億円
○理容業	7,	7 6 4 億円
○美容業	2 兆	2 1 8 億円
○公衆浴場業	1,	5 6 4 億円
○映画館	2,	7 5 5 億円

○食肉販売業	6 兆 5,	5 6 8 億円
○食鳥肉販売業	5,	3 4 2 億円
○料亭・バー等	3 兆	5 7 6 億円

資料：一般飲食店から映画館は、総務省「平成16年サービス業基本調査」（本調査は、全ての生活衛生関係営業が調査対象ではない。）

食肉及び食鳥肉販売業は、経済産業省「平成19年商業統計」（食鳥肉販売業には卵の収入額を含む。）

料亭・バー等は、(社)日本フードサービス協会「19年外食産業市場動向調査」

平成21年4月14日
株式会社日本政策金融公庫
国民生活事業

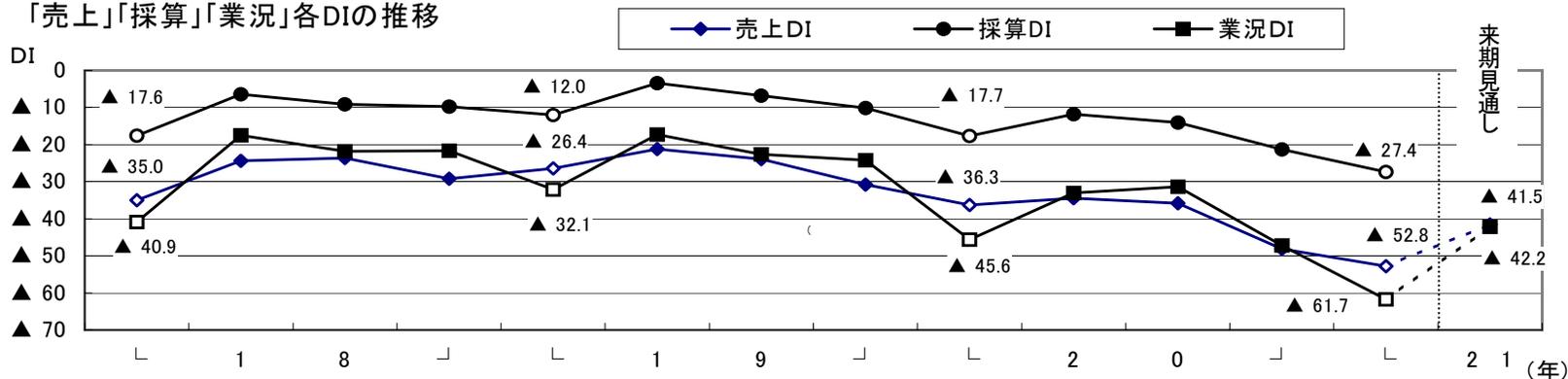
生活衛生関係営業の景気動向等調査結果（平成21年1～3月期） — 飲食業、美容業、理容業、クリーニング業、ホテル・旅館業などの動向 —

1 景気動向 ～一段と厳しさを増す生活衛生関係営業の景況～

今期（平成21年1～3月期）の「売上」「採算」「業況」の各DIは、▲52.8（前期比4.7低下）、▲27.4（同6.1低下）、▲61.7（同14.5低下）となり、3項目全てで前期に引き続き大きく低下しており、「採算」「業況」DIについては平成9年4～6月期以降で最低の水準となりました。

景気後退による消費マインドの低迷が経営に一段と深刻な影響を及ぼしており、生活衛生関係営業の景況は、一段と厳しさを増しています。

「売上」「採算」「業況」各DIの推移

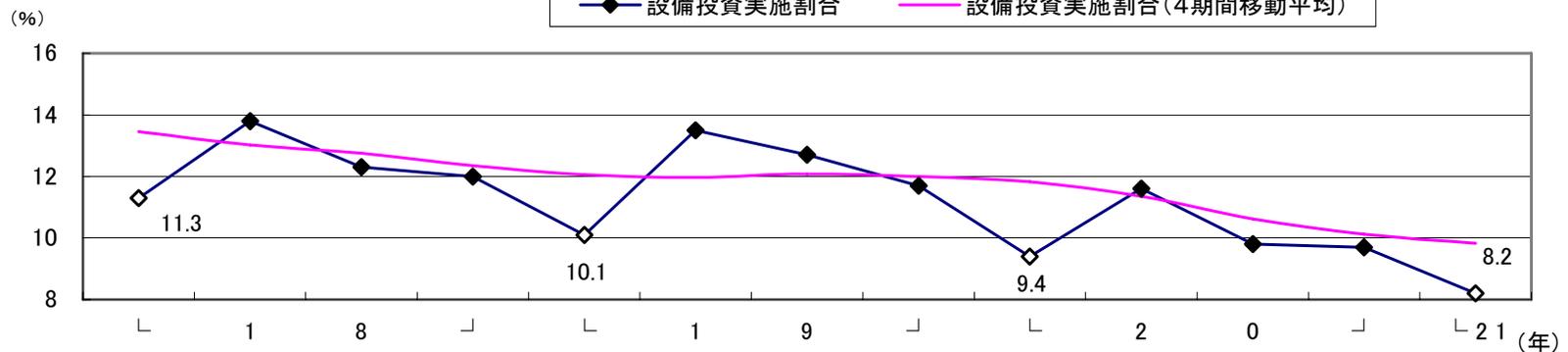


* 四半期毎。数値付き白抜き記号は、各年1～3月期。

2 設備投資動向 ～冷え込む生活衛生関係営業の設備投資～

今期（平成21年1～3月期）に設備投資を行った企業の割合は8.2%と、前期（9.7%）に比べ1.5低下し、前年同期に比べても1.2下回っており、平成9年4～6月期以降で最低の水準となりました。4期間移動平均でみると、平成19年10～12月期以降、下降に転じてきていましたが、前々期の平成20年7～9月期から低下傾向が強まり、今期は更に低下しました。生活衛生関係営業の設備投資は冷え込んでいます。

設備投資実施割合の推移



* 四半期毎。数値付き白抜き記号は、各年1～3月期。

調査時点 平成21年2月上旬
 調査対象 生活衛生関係営業 3,220 企業
 (飲食業、美容業、理容業、クリーニング業、
 ホテル・旅館業など)
 調査方法 個別訪問面接調査

〈お問い合わせ先〉
 日本政策金融公庫
 国民生活事業本部
 生活衛生融資部 調査課
 担当 宮原
 TEL 03-3270-1653

◇平成21年度生活衛生課予算等の状況(1)

一般会計

2,056百万円[1,797百万円]

I 生活衛生営業対策

1,014百万円[1,057百万円]

<全国生活衛生営業指導センター事業>

413百万円[418百万円]

生活衛生関係営業の経営の健全化及び衛生水準の維持向上を図るため、都道府県生活衛生営業指導センター等に対する指導並びに全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合の自主的な活動に対する支援を引き続き実施するとともに、新たに、省エネルギー対策に向けた取組を推進する。

・生活衛生振興助成費

230百万円[231百万円]

・省エネルギー実施促進事業

11百万円[0百万円]

京都議定書を踏まえ、生活衛生関係営業における温室効果ガスの排出量削減を推進するため、代表店舗のモニタリングを実施し、業種毎の省エネルギー推進のためのガイドラインを作成する。

<都道府県生活衛生営業指導センター事業>

578百万円[609百万円]

生活衛生関係営業の経営の健全化及び衛生水準の維持向上を図るため、生活衛生関係営業者に対して経営上必要な融資、税務、労務管理等の相談・指導の強化等を行う。

・相談指導事業費

116百万円[107百万円]

【改要求の内容】

本政策金融公庫等関係機関と情報交換し、重点的に支援すべき点を明らかにするとともに、中小企業診断士等専門化を招いて研修を実施し、経営指導員、経営特別相談員の能力向上を図るため、相談支援連絡協議会(仮称)を開催。

II 生活衛生資金融資補給金

1,030百万円[725百万円]

株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付業務に係る補給金

(生活衛生対策 I + II)

2,045百万円[1,782百万円]

III 建築物等環境衛生対策

11百万円[15百万円]

◇平成21年度生活衛生課予算等の状況(2)

日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)

1 貸付計画額

1,750億円[1,750億円]

2 貸付制度の改善

(1) 振興事業貸付制度の改善

ア 振興計画に基づき営業を行う者に対する設備資金及び運転資金の貸付利率を引き下げる。

(ア) 設備資金：特別利率③ → 振興設備利率(仮称)

(イ) 運転資金：基準利率 → 特別利率①

イ 貸付後に振興計画に基づく事業を実施していないと認められた場合は、特別利率の適用を解除し、基準利率を適用する。

(2) 省エネルギー設備の対象品目に「太陽光発電設備」、「風力発電設備」を追加し、それに係る貸付利率を特別利率③に引き下げる。

◇平成21年度税制改正(1)

中小企業等基盤強化税制の適用期限の延長

生活衛生関係業者等の事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長

関係税目：所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税

対象：1)卸売業及び小売業(食肉販売業、食鳥肉販売業及び冰雪販売業)の業者
2)サービス業(旅館業、洗濯業、理容業、美容業、公衆浴場業及び興行場営業)の業者
3)飲食店業の業者のうち生衛法に基づく振興計画の認定を受けた組合員

概要：一定金額※以上の事業基盤強化設備等を取得した際に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める特例措置

・機械装置：1台で280万円以上

・器具備品：1台で120万円以上(飲食店営業は、1台で120万円以上の電気冷蔵庫、電気洗濯機、その他の電気又はガス機器)

共同利用施設の特別償却制度の適用期限の延長

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

関係税目：法人税、法人住民税、事業税

対象：組合(出資組合に限る)及び小組合

概要：生活衛生同業組合等が共同利用施設※を設置した際に、取得価格の8%の特別償却を認める特例措置

※ 共同利用施設

・ 共同冷凍庫

・ 研修施設

・ 共同配送用保冷車両

・ 研究施設

・ 共同特殊品処理工場

・ 移動研修車

・ 共同購入資材配送車両

・ 共同スポーツ施設

・ 共同特殊品保管庫

・ 共同調理炊飯施設 等

◇平成21年度税制改正(2)

公害防止用設備の特別償却制度の適用期限の延長

クリーニング業等における公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長

関係税目：所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税

対象：クリーニング事業者

概要：公害防止用の特定設備※1を取得した際に、取得価格の14%の特別償却を認める特例措置

※1 特定設備 1)テトラクロロエチレン※2排出防止装置を備えたドライクリーニング装置
2)活性炭吸着回収装置(既存ドライクリーニング装置に装着する装置)

※2 テトラクロロエチレン ドライクリーニング溶剤として使用され、発ガン性等が疑われる物質。
大気汚染防止法において、健康被害のある指定物質として規定されており、抑制基準の設定により排出抑制が図られている。

公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例の適用期限の延長

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長

関係税目：法人税、法人住民税、事業税

対象：組合、連合会

概要：通常の場合の損金算入限度額の116%相当額を損金算入限度額とする特例措置

漁業協同組合等の留保所得の特別控除制度の適用期限の延長

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得にかかる特別控除制度の適用期限の延長

関係税目：法人税、法人住民税、事業税

対象：組合、連合会

概要：留保所得の32%相当額を所得計算上、損金に算入することができる特例措置

◇生活衛生関係営業政策体系

生活衛生関係営業対策

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

経営基盤の安定

生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上

過当競争への対処

- ①適正化規程の設定及び認可(生衛法第9条)
- 料金又は販売価格及び営業方法の制限
- ②大企業との分野調整(分野調整法)

生活衛生関係営業経営実態調査の実施

税制上の措置(軽減税率等)

生活衛生同業組合、小組合、連合会に対する助成、その他の援助
(生衛法第63条の2)

生活衛生営業指導センターに対する助成(生衛法第63条)

都道府県生活衛生営業指導センター(生衛法第57条の3)
全国生活衛生営業指導センター(生衛法第57条の9)

- ①経営相談・指導
- ②消費者の苦情処理
- ③標準営業約款(営業方法又は取引条件等)の設定
- ④講習会等の開催
- ⑤情報の収集
- ⑥各連合会等への指導

国による振興指針の策定

- ①厚生労働大臣は業種を指定して、営業の振興に必要な事項について、振興指針を定める(生衛法第56条の2)
- ②振興指針に基づき生活衛生同業組合は振興計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受ける(生衛法第56条の3) ↓ 地方厚生局に事務委任

日本政策金融公庫による融資

生活衛生同業組合による自主的活動の推進(生衛法)

- 生活衛生同業組合(生衛法第3条)
- 生活衛生同業小組合(生衛法第52条の4)
- 生活衛生同業組合連合会(生衛法第53条)

環境衛生監視員等により各業法に基づき行われる監視指導

理容師法・美容師法・クリーニング業法
興行場法・公衆浴場法・旅館業法

食品衛生管理責任者等による管理基準の遵守

◇生活衛生関係諸法の体系

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

【17業種】

- ①すし ②めん類 ③中華料理 ④社交 ⑤料理 ⑥飲食一般 ⑦喫茶 ⑧食鳥肉 ⑨食肉
⑩氷雪 ⑪理容 ⑫美容 ⑬興行場 ⑭旅館・ホテル ⑮簡易宿所 ⑯公衆浴場 ⑰クリーニング

営業の振興の計画的推進

営業者の自主的活動の促進

経営の健全化の指導

厚生科学審議会
生活衛生適正化分科会

諮問 答申

厚生労働大臣

振興指針

(社)全国生活衛生同業組合中央会

生活衛生同業組合連合会
(全国・業種単位)

生活衛生同業組合
(都道府県・業種単位)

振興計画

(株)日本政策金融公庫
《生活衛生資金貸付》

振興貸付
一般貸付

生活衛生関係営業者

経営指導

(財)全国生活衛生
営業指導センター

(財)都道府県生活衛生
営業指導センター

都道府県

保健所

衛生規制

食品衛生法

理容師法

美容師法

興行場法

旅館業法

公衆浴場法

クリーニング業法

公衆浴場の確保のための
特別措置に関する法律

◇生活衛生関係営業の振興対策の仕組み

厚生労働大臣による振興指針の作成

＜生活衛生法第56条の2の規定に基づく振興指針の作成＞

- ①目標年度における衛生施設の水準、役務の内容又は商品の品質、経営内容その他の振興の目標及び役務又は商品の供給の見通しに関する事項
- ②施設の整備、技術の開発、経営管理の近代化、事業の共同化、役務又は商品の提供方法の改善、従事者の技術の改善向上、取引関係の改善その他の振興の目標の達成に必要な事項
- ③従業員の福祉の向上、環境の保全その他の振興に際し、配慮すべき事項

全国生活衛生営業指導センター

＜生活衛生法第57条の10:全国センター事業＞

- ①情報又は資料の収集及び提供
- ②調査研究の実施
- ③都道府県センターの事業の連絡調整及び指導
- ④連合会相互の連絡調整及び事業の指導など

生活衛生同業組合連合会

＜生活衛生法第54条:連合会の事業＞

- ①組合の振興計画の作成に関する指導
- ②組合に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導
- ③組合の組合員に対する援助又は助言に対する指導
- ④組合員の営業に関する共同施設
- ⑤組合に対する資金のあっせん又は技能者の養成に関する施設など

＜生活衛生法第56条の3、同法施行令第5条:振興計画の認定基準＞

- ①振興指針に適合
- ②組合員又は小組合員の相当部分が当該振興事業に参加するもの
- ③振興計画に記載された振興事業の実施時期並びに資金の額及び調達方法が振興事業を遂行するために適切なもの
- ④振興事業が実施されることにより当該振興事業に係る営業の衛生水準の向上が図られ、かつ、利用者又は消費者の利益に資することとなる認められるもの

株式会社日本政策金融公庫による低利融資

＜生活衛生法第56条の4:資金の確保、融通のあっせん＞

○株式会社日本政策金融公庫法

＜生活衛生資金貸付制度＞

- ①振興貸付制度による低利融資
- ②生活衛生改善貸付制度
- ③衛生環境激変貸付制度など

税制上の優遇措置

- ①生活衛生法第56条の5 減価償却の特例
租税特別措置法で定めるところにより認定計画に係る共同施設について特別償却
- ②公害防止設備に係る特別償却など

都道府県生活衛生営業指導センター

＜生活衛生法第57条の4:県センター事業＞

- ①衛生施設の維持及び改善向上並びに経営健全化に関する相談・指導
- ②利用者若しくは消費者の苦情処理、当該苦情に関し、営業者及び組合を指導
- ③標準営業約款に関する営業者の登録
- ④講習会、展示会等の開催・あっせん
- ⑤情報又は資料の収集・提供など

生活衛生同業組合又は小組合

＜生活衛生法第8条:組合の事業＞

- ①衛生施設の維持及び改善向上、経営の健全化の指導
- ②営業に関する共同施設
- ③施設・設備の改善、営業の健全化のための資金のあっせんなど

＜生活衛生法第56条の3 振興計画の内容＞

- ①振興事業の目標
- ②振興事業の内容
- ③振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

振興計画の申請・許可

資金の融通

連絡調整・指導・情報提供等

融資による経営指導への補完

経営相談・指導等

経営相談・指導等

資金証明書の発行

振興事業への参加

生活衛生営業同業組合員

生活衛生関係営業者

- ①クリーニング業、②一般飲食店営業、③すし店業、④めん類業、⑤中華料理業、⑥料理業、⑦社交業、⑧理容業、⑨美容業、⑩旅館業、⑪食肉販売業、⑫食鳥販売業、⑬喫茶店営業、⑭興行場営業、⑮浴場業、⑯水雪販売業

経営の健全化、各種衛生規制等の法令遵守、衛生施設の維持向上、技能技術等の研鑽

衛生的で安全・安心なサービスの提供

消費者及び利用者

◇全国生活衛生営業指導センターの状況

1 役割

都道府県指導センター及び生活衛生同業組合連合会の健全な発達を図るとともに、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護の見地から生活衛生関係営業全般の健全な発達を図ることを目的とする。

2 体制

全国に1箇所(厚生労働大臣が指定)

3 主な実施事業

① 都道府県指導センター指導事業

② 連合会相互の連絡調整及び事業についての指導

③ 標準営業約款の作成(Sマーク)

- ・理容店 ・美容店 ・クリーニング店
- ・めん類飲食店業 ・一般飲食店営業

④ 研修事業

- a クリーニング師の研修及びクリーニング所の従事者講習
- b 経営指導員及び経営特別相談員研修会
- c 都道府県生活衛生関係営業指導職員研修会

⑤ 活性化促進事業

- a 生衛業情報ネットワーク事業
- b 生衛業健康推進事業(平成19年度)
 - ・クリーニング包装材等リサイクル推進パンフレット作成
 - ・食品リサイクル推進パンフレット作成
 - ・補助犬同伴の受入マニュアルの普及指導(ステッカー作成)

⑥ 生活衛生営業振興推進事業

a 振興推進事業

連合会及び組合の自主的な活動を促進し、組合の組織化、活性化を図る振興事業の助成

b 後継者育成支援事業

生衛業への就職を促進することを目的としたインターンシップ制等を導入した事業への助成

c 経営改善推進事業

事業の共同化、協業化等により地域の実情に応じた経営モデル事業の構築

d 省エネルギー実施促進事業(平成21年度)

温室効果ガス排出量削減を推進するための業種毎のガイドライン作成

⑦ 生衛業振興調査・研究事業(平成19年度)

- ・感染症予防パンフレット作成
- ・税制パンフレット作成

⑧ 広報等事業

- ・「生衛ジャーナル」発行
- ・全国指導センターパンフレット作成

◇都道府県生活衛生営業指導センターの状況

1 役割

区域内の生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図る。

2 体制

都道府県内に1箇所(都道府県知事が指定)〔指導員3名・補助職員1名の体制〕

3 主な実施事業

① 衛生施設の改善向上並びに経営相談事業

- ・ 経営、税務、融資及び衛生等経営全般の相談や経営診断
- ・ 相談指導事業(平成21年度)
相談支援連絡協議会(仮称)を開催し、重点的支援項目を明らかにするとともに、経営指導員・経営特別相談員の能力向上を図るために中小企業診断士等専門家による研修の実施

② 消費者の苦情処理

③ 標準営業約款の登録(Sマーク)

- ・ 理容店 ・ 美容店 ・ クリーニング店
- ・ めん類飲食店業 ・ 一般飲食店営業

④ 講習会・講演会等の開催

- ・ クリーニング師研修会等及び各種講習会

⑤ 情報の収集及び提供

⑥ 生活衛生改善資金融資指導

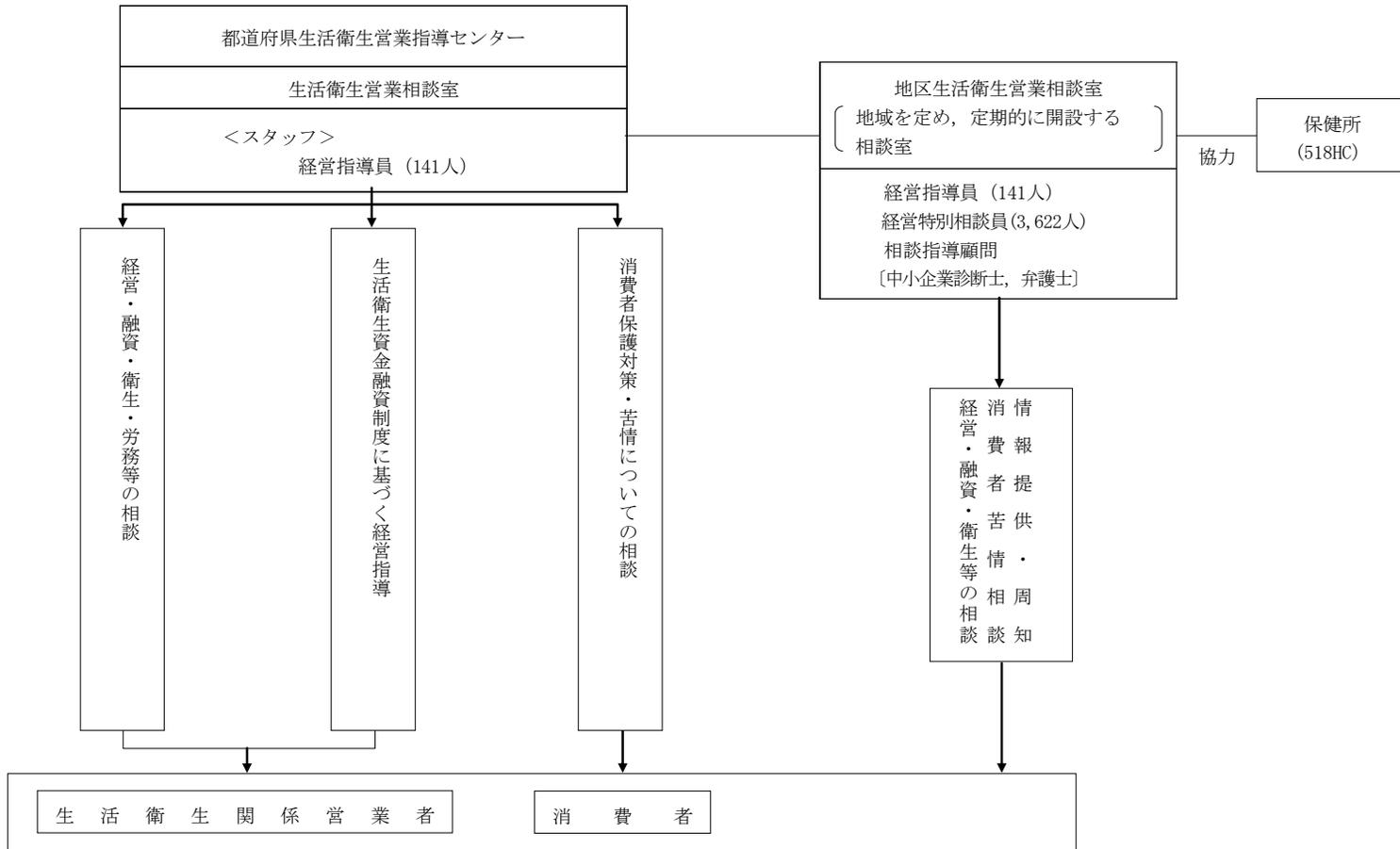
- ・ 金融及び融資の相談業務

⑦ 活性化促進事業

- a まちおこし推進事業
 - ・ 生活衛生業を中心とした生活圏単位の地域活性化の検討及び事業の実施
- b 生活衛生営業健康推進事業
 - (a) 健康入浴推進事業
 - ・ 公衆浴場を活用した健康づくりに関する場の提供
 - (b) 生衛業地域支援事業
 - ・ ヘルシーメニューの提供及び受動喫煙対策に取り組む飲食店等への支援
 - ・ 生衛業の従業者に対して車椅子の取扱い等に関する講習会の実施
 - ・ クリーニング所のポリ包装材等の回収・処理等のリサイクルの推進
 - (c) 災害時支援体制整備等推進事業
 - ・ 耐震改修に関する情報提供や災害時における被災者支援を円滑に行うための検討体制の整備

◇生活衛生営業相談室について

- ・都道府県生活衛生営業指導センター内に、生活衛生営業相談室を設けて生活関係関係事業者の経営の近代化、合理化に資するための相談に応じる。
- ・この相談業務は、各都道府県生活衛生営業指導センターに配置された経営指導員（141人）又は経営特別相談員（3,622人）等が担当する。



◇振興指針及び振興計画のあらまし

I 振興指針

1 振興指針の目的

生衛業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的とし設定する。

2 振興指針の性格

振興指針は、業界全体の振興を図るために設定されるものであり、組合又は小組合が策定する振興計画の基準になるものである。

3 設定業種の指定

厚生労働大臣が生衛業のうち、16業種を指定して設定する。(法第56条の2第1項)

4 振興指針の告示

振興指針を設定した場合には、厚生労働大臣は告示を行う。

III 振興事業に対する国の特別配慮

・融資上の恩恵（法第56条の4）

振興事業に基づいて整備する施設設備については、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の融資が、有利な条件で適用される。また、振興事業を実施するのに必要な運転資金についても貸付の対象とされる。

II 振興計画

1 振興計画の策定目的

組合等がその組合員たる営業者の営業の振興を計画的に推進するため策定するものであり、振興指針の内容を具体化するもの。

2 策定者

組合及び小組合

3 振興計画の記載事項

- (1) 振興事業の目標
- (2) 振興事業の内容及び実施時期
- (3) 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法等

4 振興計画の認定

組合又は小組合は、振興計画に基づいて営業の振興を図るときは、厚生労働大臣（地方厚生局）の認定を受けなければならない。

【各業種の認定状況 -平成19年12月31日現在-】

クリーニング業	47件	飲食店営業（すし店）	41件
理容業	47件	美容業	47件
飲食店営業（めん類）	24件	旅館業	47件
簡易宿所	1件	食肉販売業	44件
飲食店営業（一般飲食業）	36件	飲食店営業（中華料理業）	20件
飲食店営業（料理業）	29件	飲食店営業（社交業）	37件
喫茶店営業	29件	食鳥肉販売業	18件
興行場営業	25件	浴場業	22件
氷雪販売業	4件	合計	518件

5 実施状況の報告

振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後3箇月以内に、実施状況について厚生労働大臣（地方厚生局）に報告しなければならない。

◇振興指針の構成

第1 営業の振興の目標に関する事項

- I 業の取り巻く環境
- II 今後5年間における営業の振興の目標

第2 業の振興の目標を達成するために必要な事項

- I 営業者が取り組むべき事項
 - 1 衛生水準の向上に関する事項
 - 2 経営課題への対処に関する事項
- II 営業者に対する支援に関する事項
 - 1 組合及び連合会による営業者の支援
 - (1) 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項・・・研修会及び講習会の開催、衛生管理の手引き等の作成
 - (2) 施設及び設備の改善に関する事項・・・・・・・・・・店舗設計等の支援
 - (3) 利用者の利益の増進に関する事項・・・・・・・・・・接客マニュアルの作成等
 - (4) 経営管理の合理化及び効率化に関する事項・・・・・・・・先駆的な経営事例等の情報提供
 - (5) 営業者及び従業員の技能の改善向上に関する事項・・・講習会及び技能コンテストの開催等
 - (6) 事業の共同化及び協業化に関する事項
 - (7) 取引関係の改善に関する事項・・・・・・・・・・関連業界との連携
 - (8) 従業員の福祉の充実に関する事項・・・・・・・・・・労働条件及び福利厚生の実施
 - (9) 事業の継承及び後継者支援に関する事項・・・・・・・・後継者支援事業の促進
 - 2 行政施策及び政策金融による営業者の支援並びに利用者の信頼の向上

第3 営業の振興に際し配慮すべき事項

- I 少子・高齢化社会への対応
- II 環境保全、省エネルギーの強化
- III 食品リサイクル等の推進
- IV 地域との共生

◇今後の振興指針の見直し予定及び見直しに係る共通事項



○振興指針の見直しに係る共通事項

第一 営業の振興の目標に関する事項

二 今後五年間(平成二十五年度末まで)における営業の振興の目標

- 原材料価格の高騰、世界的な金融危機
原材料価格の高騰や世界的な金融危機に伴う経済状況の変化が予想される中、顧客の安定した確保が図られるよう、衛生水準を確保しつつ利用者の要望に対応したサービスの取組みが必要であること。

第二 業の目標を達成するために必要な事項

二 営業者に対する支援に関する事項 1 組合及び連合会による営業者への支援(従業員の福祉の充実に関する事項)

- 社会保険、労働保険等の加入の啓発
従業員の労働条件整備のための支援、医療保険(国民健康保険又は健康保険)、年金保険(国民年金又は厚生年金保険)及び労働保険の加入等を啓発すること。
- 社会に対応した福祉の充実
男女共同参画社会の推進及び少子・高齢化社会への適切な対応に配慮した、従業員の福祉の充実に努めること。

第三 営業の振興に際し配慮すべき事項

- 省エネルギーの強化
店舗の改修、機器の購入及び更新に際しては、省エネルギー性能の高い機器の導入に配慮し、温室効果ガス排出抑制に努めること。
- 身体障害者補助犬への対応
身体障害者補助犬法において、身体障害者が同伴する身体障害者補助犬の入店を拒否できない。
- 食品リサイクルの推進(飲食系)
環境保全のため食品廃棄物のリサイクルを推進し、食品残さの発生抑制及び減量を推進すること。
- 食育への対応(飲食系)
食文化の継承のための、食事マナー、調理方法の普及等を通じて、食生活の改善、食品の安全性に関する普及の支援すること。

◇標準営業約款

全国生活衛生営業指導センターは、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、約款を定めることができる。

安全・安心を約束
する3つのS

安全
Safety

清潔
Sanitation

安心
Standard

Sマーク



1 目的

標準営業約款は、消費者保護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の、選択の利便を図ろうとするものである。

2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。

○クリーニング業(昭和58年3月26日認可)	3,386店舗(クリーニング所3,512店舗・取次店324店舗)		
○理容業(昭和59年10月18日認可)	45,990店舗	○美容業(昭和59年10月18日認可)	20,392店舗
○めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可)	304店舗	○一般飲食店営業(平成16年11月30日認可)	337店舗

(注)現在、5業種で設定。店舗数は、平成20年3月末現在。

3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示することになっている。
- ③ 登録期間は3年となっており、再登録することになる。
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率②が適用される。

◇株式会社日本政策金融公庫が発足(平成20年10月1日)

国民生活金融公庫の生活衛生関係営業者に対する「生活衛生資金貸付制度」は株式会社日本政策金融公庫の国民生活事業本部の貸付業務としてそのまま承継

○組織概要

- ①役員：取締役22名(うち社外2名)、監査役4名(うち社外3名)
- ②店舗：本店及び152支店
- ③従業員数：8,117人(平成20年度予算定員)
- ④資本金：2兆2,384億円
- ⑤本部組織：総裁、2副総裁、企画管理本部、国民生活事業本部、農林水産事業本部、中小企業事業本部、国際協力銀行

○国民生活事業本部の組織

